

「地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>厚生労働省による厚生年金の再評価率の改定ルールによると、平成30年度の名目手取り賃金変動率は、マイナス0.4%となっているが、それであれば据置きではなく、0.4%~0.5%程下げるべきではないかと考える。</p> <p>また、公務員ばかりが優遇される、というのはおかしいのではないか。</p>	<p>年金額の改定については、法律上、賃金水準の変動がマイナスで物価水準がプラスとなる場合には、スライド改定は行われないこととされております。</p> <p>平成30年度の年金額については、指標となる名目手取り賃金変動率をご意見のとおりマイナス0.4%でしたが、物価変動率が0.5%（プラス）であったため、年金額は据置きとなります。</p> <p>したがって、本政令においては、厚生年金の再評価率と同様、給料年額改定率も据置きとしたものです。</p> <p>なお、この年金額の改定ルールは、厚生年金の再評価率と給料年額改定率で同様であり、公務員が優遇されているということではありませんので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。</p>	なし
<p>今回のパブリックコメントの対象となる案件以外のご意見（1件） （科学技術の活用その他幅広い政策分野に関するもの）</p>	<p>本政令案は、平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の額を算定する基礎となる給料年額改定率等について定める政令案となっており、ご指摘の内容については、一切含まれておりません。</p> <p>なお、お寄せいただきましたご意見に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	なし